

保護者の方へ：予防接種を受ける前に必ずお読みください

ロタウイルス定期予防接種のお知らせ

予防接種法に基づく定期予防接種を次のとおり実施します。

予防接種は、確実な免疫をつけるために規定された期間と接種間隔で受けることが大切です。

規定された期間と接種間隔以外では接種することができません。

1 接種期間、回数・間隔、接種方法

ロタウイルスワクチンは2種類あります。予防効果や安全性は同様ですが、接種回数が異なります。

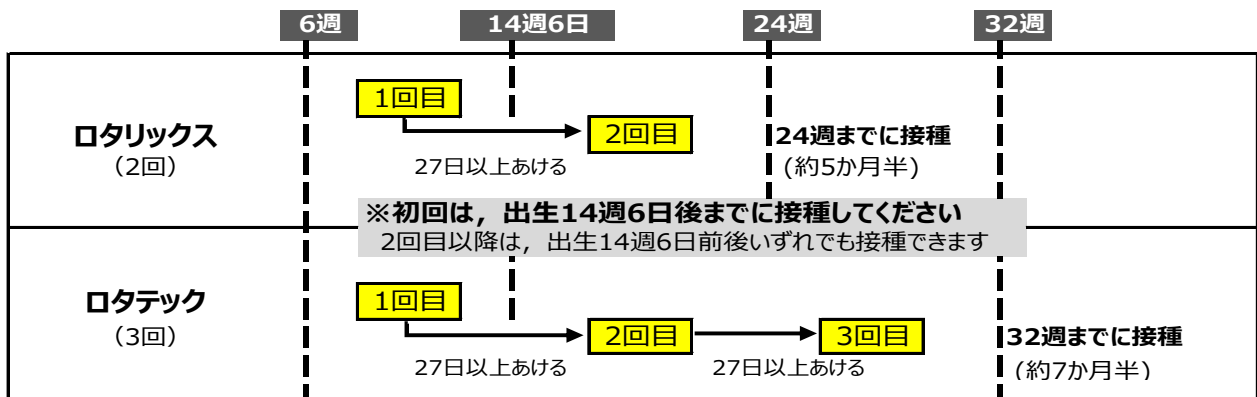
いずれかのワクチンで、決められた回数を接種しましょう。

ワクチン名	接種期間	標準的な接種期間	回数・間隔	接種方法
ロタリックス 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	出生6週0日後～24週0日後	【初回】生後2か月～出生14週6日後	27日以上あけて 2回	経口接種
ロタテック 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	出生6週0日後～32週0日後		27日以上あけて 3回	

※出生6週0日後とは、生まれてから6週後の同じ曜日を示します。

2 接種スケジュール

途中からワクチンの種類を変更することはできません。最初に受けたワクチンと同じ種類を2回目以降も接種します。



※月齢が進むと、腸重積症にかかりやすくなります。できるだけ腸重積症の起こりにくい早めの時期に接種を受けましょう。
出生15週0日以降に初回接種を受けることは、安全性の観点からお勧めしていません。

3 接種費用 無料（公費負担）

4 実施場所 調布市定期予防接種指定医療機関（別紙参照）

※ 狛江市、世田谷区、三鷹市、府中市の医療機関でも予防接種を受けることができます。
その際は、調布市の予診票を必ずお持ちください。

5 ロタウイルス予防接種を受けることができない方

- 明らかに発熱（通常37.5℃以上）をしている方
- 腸重積症にかかったことが明らかな方
- 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- 先天性消化管障害がある方（その治療が完了した方を除く）
- 予防接種の接種液に含まれる成分で、過敏症を起こしたことがある方
- 重症複合免疫不全症(SCID)の所見が認められる方

6 その他

- (1) 接種前に別紙「予防接種を受ける際の注意点」を必ずお読みください。
- (2) 接種を希望する方は、必ず医療機関にご予約ください。
- (3) 接種当日は、予診票・母子健康手帳・健康保険証をお持ちください。

問合せ／調布市福祉健康部健康推進課 電話042-441-6100

【ロタウイルス感染症について】

ロタウイルスは、世界中のどこにでもみられる、主に5歳未満の乳幼児に多くみられる急性胃腸炎の原因のウイルスです。主な症状は下痢・嘔吐（おうと）・発熱などで、ときに脱水、けいれん、肝機能異常、腎不全を、稀ですが急性脳症等を合併することがあります。

年齢にかかわらず何度でも感染発病しますが、乳児期での初感染が最も重症で、その後感染を繰り返すにつれて軽症化していきます。

【ワクチンについて】

ロタウイルスワクチンには、ロタリックスとロタテックの2種類があり、ロタリックスは、ヒトロタウイルスを弱毒化した1価ワクチン、ロタテックはウシーヒトロタウイルスを再集合させた5価ワクチンです。

両ワクチンともロタウイルス感染による胃腸炎を約80%予防し、重症ロタウイルス感染症の約95%を予防する効果があります。

途中からワクチンの種類を変更することはできませんので、最初に接種したワクチンを2回目以降も接種します。

【ロタウイルスワクチンの接種を受ける前の授乳】

接種前に授乳制限はありませんが、接種後の吐き戻しを避けるためにも、接種直前30分の授乳は控えましょう。ワクチンがうまく飲めなかったり、吐いたりしてしまった場合でも、わずかでも飲み込みが確認できていれば、ワクチンの効果に問題ありませんので、再度接種する必要はありません。

【接種後の注意】

ロタウイルスワクチンの接種から1～2週間くらいまでの間は、腸重積症のリスクが通常より高まると報告されています。接種後はお子さんの体調変化に十分注意してください。

腸重積症（ちょうじゅうせきしょう）とは

腸の一部が腸管にはまり込む病気です。腸の血流が悪くなることで腸の組織に障害を起こすことがあるため、速やかな治療が必要です。一般的に、腸重積症は月齢が進むと発生する頻度が高くなりますので、早めに接種を開始し、早期に接種完了させましょう。

※次の症状が一つでも見られるときは、速やかに医療機関を受診しましょう。

- 突然はげしく泣く
- 機嫌が良かったり、不機嫌になったりを繰り返す
- 嘔吐する
- 血便が出る
- ぐったりして顔色が悪い

腸重積症はロタウイルスワクチンの接種にかかわらず、乳幼児がり患することのある疾患で、まれな病気ではありません。

【予防接種健康被害救済制度】

定期予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付（医療費、医療手当、障害年金、死亡一時金等）を受けることができます。給付申請の必要が生じた場合には、健康推進課へご相談ください。